

令和2年8月12日

文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の認定について

- 本年5月1日に施行した「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）に基づき、拠点計画及び地域計画について、初の大臣認定を行いました。
 - 今回の認定は10件（うち拠点計画4件、地域計画6件）です。
-
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき、文化資源保存活用施設の設置者等が作成する拠点計画又は地域計画を主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）が認定し、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講じます。
 - 本年5月29日（金）～6月30日（火）にかけて申請を受け付け、有識者委員会による審査を経て、別紙のとおり10件（うち拠点計画4件、地域計画6件）について、主務大臣による認定を行いました。
 - なお、今回の認定は、同法に基づく初の認定となります。

<担当> 文化庁参事官（文化観光担当）
参事官 折原 英人（内線 5050）
参事官補佐 春田 鳩磨（内線 5049）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-4893（直通）